

旅館業法施行細則等の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下、「法」とする。）が平成 30 年 6 月に改正され、本市の旅館業の営業の許可に係る構造設備の基準、衛生措置の基準を定めている旅館業法施行条例（平成 15 年 2 月 25 日横浜市条例第 2 号。以下、「条例」とする。）及び旅館業法施行細則（昭和 61 年 6 月 23 日横浜市規則第 66 号。以下、「細則」とする。）を改正しました。今般、平成 30 年度の条例改正後に生じた課題等を踏まえ、課題解決及び合理性のある基準に見直すことを目的として、条例から細則に委任されている事項の改正及びその他申請、届出時に必要な添付書類の改正に伴い、「旅館業の営業の許可・旅館業の地位の承継承認（合併又は分割）・旅館業の地位の承継承認（相続）に関する審査基準」（以下、「審査基準」とする。）を一部改正します。

2 細則の主な改正内容

(1) 浴室の管理の基準（細則第 5 条）及び入浴設備の構造設備（細則第 7 条）

① 浴室の管理の基準（細則第 5 条）

ア 入浴設備のうち浴槽の構造設備基準について、新たに湯張機能等の浴槽の上部から直接浴槽に給湯水を落とし込む構造に該当しない浴槽についても認めることに合わせ、浴槽、ろ過器、配管等の清掃、消毒方法について整理します。

② 入浴設備の構造設備（細則第 7 条）

ア 浴槽に使用する給湯設備の温度計について、給湯管及び返湯管に設置することとされていますが、貯湯槽を設けない場合又は原湯その他浴用に使用する湯水を循環しない場合は、温度計を設置しないことを認めることとします。

イ 浴槽水の逆流防止装置の措置が講じられている場合は、原水及び原湯は、浴槽水の上部から直接浴槽に落とし込む構造でないものも認めることとします。

(2) 旅館業施設の外観の基準（細則第 6 条）

ア 旅館業施設の外観は、当該施設の周囲の善良な風俗を害することがないこととしますが、既存の建物又は一部の用途を変更し、建築基準法第 87 条第 1 項の規定により準用する同法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を必要としない小規模な施設の場合は、マンセル表色系に基づく色相の基準の適用を除外できることとします。

イ 商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に規定される外部の広告物の高さ、表示面積に係る規定を撤廃し横浜市屋外広告物条例の規定に委ねます。

(3) その他所要の改正

細則改正の内容等に合わせ、申請時に必要な添付書類やその他文言の整理を行います。

3 審査基準の主な改正内容

(1) 入浴設備の構造設備基準及び浴室等の管理の基準について改正後の細則の基準に対応した審査の基準を定めます。

ア 「浴槽水を循環させる」ことについて、ろ過器を使用して浴槽水を循環させることのほか、加温のために浴槽水を循環させることを含むこととします。

これに伴い、浴槽の清掃方法等にろ過器を使用する場合に加え、加温のために浴槽水を循環させる場合も基準を設け、施設の自主管理を遵守させることとします。

イ 逆流防止の措置が適切に講じられている場合で、原水及び原湯は浴槽の水面上部から落とし込む構造でないことを認める場合は、認証を受けている給湯設備であることが分かる書類を申請時に添付することとします。

(2) 旅館業法施行細則に定める申請、届出時に必要な添付書類を追加します。

「旅館業の営業の合併又は分割による承継承認（細則第9条）」及び「旅館業の営業の相続承継承認（細則第10条）」の届出の添付書類に、「旅館業の施設の敷地の境界線から200メートル以内の見取図」、「旅館業の施設の4面の立面図（建物の色相、彩度及び明度をマンセル表色系で表示したもの）」を追加します。

(3) その他所要の改正

細則改正の内容等に合わせ、構造設備基準の見直し及び申請時に必要な添付書類並びにその他文言の整理を行います。

4 施行日

令和2年12月予定

5 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。